

第4節 騒音・振動の防止

1. 騒音・振動の現状

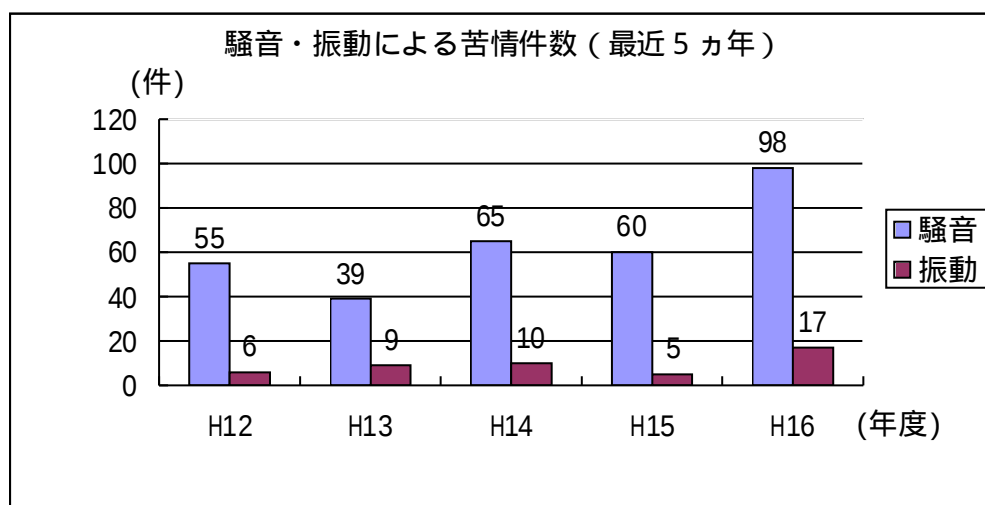
騒音・振動は、さまざまな公害のなかでも市民の生活環境に密接に関連しており、なおかつ、その発生源が多岐にわたることから多くの苦情が寄せられています。

工場、事業場や建設現場での作業から発生するものが中心になりますが、そのほかにも、自動車など交通機関の運行によるもの、店舗（特に深夜）の営業活動によるもの、又一般の家庭生活に起因するものまで、広範囲に及んでいます。

国の統計によれば、騒音に対する苦情はそれまで減少傾向であったものが12年度から増加に転じています。市においてもバラツキはあるものの増える傾向にあります。

振動の苦情はそのほとんどが騒音を伴うものですが、件数は概ね騒音の1割から2割程度で推移しています。

道路交通については、市内の主要幹線道路で交通量調査と騒音・振動の測定を行っています。16年度は23地点で実施し、道路交通騒音は環境基準を昼夜ともに達成したのは4地点のみですが、道路交通振動は全ての地点で要請限度を下回りました。



道路交通騒音・振動測定の環境基準・要請限度超過地点数（最近5ヵ年）

年度 (測定地点数)			H12 (23)	H13 (23)	H14 (22)	H15 (22)	H16 (23)
騒音	要請限度	昼間	2	1	2	0	0
		夜間	5	7	5	7	4
	環境基準	昼間	16	18	18	17	14
		夜間	19	22	21	20	19
振動	要請限度	昼間	0	0	0	0	0
		夜間	0	0	0	0	0

(注) 道路交通振動に環境基準は定められていない

2. 騒音・振動の取り組み

(1) 道路交通騒音・振動対策

市では、主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動及び交通量の測定調査をしています。16年度は振動については要請限度を超過した測定地点はありませんでしたが、騒音については環境基準・要請限度を超過する地点がありました。発生源である自動車そのものの低騒音化や、道路の低騒音型舗装等の対策のより一層の推進が課題です。



(2) 工場・事業場や建設作業の騒音・振動対策

市では、騒音規制法・振動規制法や環境確保条例に基づく認可・届出のある工場等に対し、規制基準を遵守するよう技術指導を行い、公害発生の未然防止に努めています。

騒音の対策は、発生源と伝搬経路上の対策に分けられます。発生源対策としては、機械本体の交換、作業工程や方法の改善などがあり、伝搬経路上の対策としては、機械設置場所、防音、遮音、吸音材の種類及び厚さ等に主眼をおいたものなどがあります。振動の対策は、防振ゴム、防振パネ等を設置して振動を吸収させる方法や、独立基礎により周囲から切り離す方法などがあります。

なお、騒音・振動は同時に発生する場合が多く、防止対策も工場等の規模や立地条件等を考慮しながら適切な方法を指導しています。

また、著しい騒音や振動を発生する作業を伴う建設作業については、それぞれ騒音規制法・振動規制法に特定建設作業の規定があり、該当する作業については、事前の届出が義務付けられています。

これらの作業は、騒音や振動の大きさを規制すると同時に、作業時間を制限しています。

(3) 航空機騒音防止対策

市東部の上空には、米軍横田飛行場を離発着する航空機の飛行ルートがあり、東京都による騒音測定の結果によれば、4箇所のうち1箇所で環境基準を上回っています。また、国は航空機の騒音を和らげるため対象区域を指定し、住宅防音工事の補助制度を実施しています。

しかし、国では、この対象区域の見直し作業が進められ、市は、住民の生活環境を守る視点から、都及び近隣自治体と連携して住宅防音事業の拡充等に向けた要望をしています。

さらに、NLP（夜間離着陸訓練）に対しては、市民の生活環境への影響が大きいため、実施が予告された際には、防衛庁長官や在日米軍横田基地司令官等に対し、文書により訓練中止の要請を行っています。

(4) 市民の生活環境を守る対応

事業者等へ工場等の設置や建設作業の届出時に騒音振動対策の指導するほか、個別に苦情が寄せられた場合はまず現場の状況を確認した上で必要な対策を指導し、問題の解決を図っています。